

平成21年12月29日施行

# 恵庭市防犯と交通安全の推進による 安全で安心なまちづくり条例

## 【 解 説 】

### 第1条関係（目的）

第1条 この条例は、防犯及び交通安全の推進による安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し基本理念を定め、市民、地域活動団体、事業者等及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、もって市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、この条例において基本理念に基づき、市民、地域活動団体、事業者等及び市の役割を明らかにし、施策の基本事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を目指すという、条例の目的を定めたものである。

## 第2条関係（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び勤務又は通学する者若しくは滞在する者をいう。
- (2) 地域活動団体 市内において自主的に防犯及び交通安全活動を行う市民団体並びに町内会及び自治会をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業活動を行う者及び市内に土地、建築物その他工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市民、地域活動団体及び事業者等をいう。
- (5) 関係行政機関 恵庭市を管轄する警察署及びその他の行政機関をいう。
- (6) 学校等 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び専門学校をいう。
- (7) 児童等 学校等に通学又は通園する児童、生徒、学生及び幼児をいう。
- (8) 犯罪被害者等 犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

### 【趣旨】

本条は、この条例に用いる用語の内容について定めたものである。

### 【解釈】

第1号の「市民」とは、市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による外国人登録をしている者、市内に勤務（通勤）通学する者及び恵庭市を訪れ滞在する観光客などを言う。

第5号の「関係行政機関」とは、恵庭市を管轄する警察機関（千歳警察署及び恵庭交番等）、国・北海道の機関及び近隣の自治体をいう。

第6号の「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、同法第124条に規定する市内の専修学校（専門学校）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する市内の保育所（保育園）をいう。

第7号の「児童等」とは、市内の小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校に通学する児童、生徒、学生及び幼稚園、保育園に通園する幼児をいう。

第8号の「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者基本法（平成16年法律第16号）第2条第2項に規定する、犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

### 第3条関係（基本理念）

第3条 安全で安心なまちづくりは、地域の安全は地域で守るという意識のもと、犯罪及び交通事故を未然に防ぎ、安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民等及び市がそれぞれの役割を果たしながら協働して、一体となって推進されなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、市民、地域活動団体、事業者等及び市が、第4条から第7条までに規定するそれぞれの役割を果たしながら協働して、一体となって推進するという基本理念を定めたものである。

### 第4条関係（市民の役割）

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 市民は、自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転するときは、交通法規を守り、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるものとする。

4 市民は、徒歩により道路を通行するときは、交通法規を守り、交通事故を発生させないように努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、第3条で定める基本理念に基づき、安全で安心なまちづくりを推進する上での市民が果たす役割について定めたものである。

#### 【解釈】

第3項の「自動車及び自転車等」とは、道路交通法第2条第8号に規定する車両（自動車、原動機付自転車、軽車両（自転車、荷車等）及びトロリーバス）をいう（乳母車や車椅子、電動車椅子等は含まれない。）

#### 【参考】

道路交通法第70条（安全運転の義務）

第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

道路交通法第10条（通行区分） 第11条（行列等の通行）

第12条（横断の方法） 第13条（横断の禁止の場所）

### 第5条関係（地域活動団体の役割）

第5条 地域活動団体は、地域の安全に関する事業に積極的に取り組むとともに、市及び関係行政機関と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、第3条で定める基本理念に基づき、安全で安心なまちづくりを推進する上での地域活動団体が果たす役割について定めたものである。

### 第6条関係（事業者等の役割）

第6条 事業者等は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、事業活動においては地域社会の一員として安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者等は、車両の点検及び整備を実施するとともに、交通法規の遵守を徹底し、安全運転の確保に努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、第3条で定める基本理念に基づき、安全で安心なまちづくりを推進する上での事業者等が果たす役割について定めたものである。

#### 【参考】

道路運送車両法第47条（使用者の点検及び整備の義務）

第47条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

## 第7条関係（市の役割）

第7条 市は、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することにより、市民等と協働して安全で安心なまちづくりを推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係行政機関と緊密な連携を図るものとする。

3 市は、市民等が行う自主的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

### 【趣旨】

本条は、第3条で定める基本理念に基づき、安全で安心なまちづくりを推進する上での市が果たす役割について定めたものである。

### 【解釈】

第3項の「必要な支援」とは、自主的な活動を行う団体に対する啓発物品の斡旋や、講習会における講師派遣等をいう。

## 第8条関係（推進体制の整備）

第8条 市は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議するための会議を設置するなど、市民等及び関係行政機関と協働して必要な体制を整備するものとする。

2 市は、安全で安心なまちづくりを推進するにあたっては、推進計画を策定し、市民等及び関係行政機関と協働して実施するものとする。

### 【趣旨】

本条は、安全で安心なまちづくりを推進するために、防犯活動や交通安全活動に取り組んでいる市民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関が、市と協働して必要な体制を整備すること、また、推進計画を作成した上で、市民等及び関係行政機関と協働して施策を実施することについて定めたものである。

### 【解釈】

第1項の「会議」に関する必要な事項は、別に定める。

推進に必要な体制の整備、また推進計画の策定については、別途、この条例の施行後に取り組む。

推進計画の策定にあたっては、「(仮称) 恵庭市安全で安心なまちづくり推進会議」の意見を聴くこととする。

### 【参考】

恵庭市安全で安心なまちづくり推進体制（案）

(仮称) 恵庭市安全で安心なまちづくり推進会議

会長	恵庭市長
副会長	千歳警察署 恵庭市防犯協会連合会 恵庭市交通安全運動推進委員会
構成団体	恵庭市町内会連合会・恵庭消費者協会・ 恵庭市地域女性連絡会・恵庭市暴力追放運動推進協議会・ 恵庭市交通安全協会・恵庭市社会福祉協議会・ 恵庭市小中学校長会・恵庭市PTA連合会・ 恵庭商工会議所・自主防犯組織
事務局	恵庭市（生活環境部）

## 第9条関係（情報の収集及び提供）

第9条 市は、安全で安心なまちづくりを適切かつ効果的に推進できるよう必要な情報を収集し、その情報を広報誌及びホームページその他これらに類するものにより提供するなど、市民等への広報活動及び啓発活動を実施するものとする。

2 市は、前項の情報のうち緊急を要する情報については、速やかに市民等に周知できるよう、関係行政機関と連携して取り組むものとする。

### 【趣旨】

本条は、市が「不審者情報」や「交通事故情報」等の必要な情報を収集すること及びそれらの情報を市民等に様々な方法で提供すること、また、それらの情報の中で、緊急を要する情報の取扱いについて定めたものである。

### 【解釈】

第1項の「広報活動及び啓発活動」とは、

- 1) 広報えにわ、恵庭市ホームページでの情報の提供及び啓発
- 2) 交通安全指導車、防犯・暴力追放広報車による広報及び啓発
- 3) 講習会、交通安全教室等による啓発
- 4) 地域安全運動・交通安全運動期間中における啓発活動の実施
- 5) 街頭指導、パトライト作戦の実施
- 6) 青色回転灯による防犯パトロールの実施

等をいう。

## 第10条関係（児童等の安全の確保）

第10条 市は、学校等及び市民等と協働して、通学路及び公園その他これらに類する施設における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 市は、必要に応じ関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、特に児童等が日常生活において利用している通学路や公園などにおいて、児童等が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全を確保することについて定めたものである。また、凶悪犯罪などの重大な事件が発生したときは、千歳警察署など行政機関と連携し、速やかに児童等の安全を確保することについて定めたものである。

### 【解釈】

第1項の「公園その他これらに類する施設」とは、都市公園の他、児童等が日常的に利用する道路や園庭、グラウンド等をいう。

### 第 1 1 条関係（高齢者及び障害者の安全の確保）

第 1 1 条 市は、市民等と協働して、高齢者及び障害者が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、高齢者及び障害者（障がい者）に配慮した施設整備等を行うなど、高齢者及び障害者（障がい者）が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全を確保することについて定めたものである。

近年、「害」という文字の持つマイナスイメージの解消を図るため「障がい者」と表記する動きがあるが、法令や条例では一般的に「障害者」と使う。

### 第 1 2 条関係（消費者被害の防止）

第 1 2 条 市は、地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、悪質商法など消費者被害の防止に関する市民への周知啓発を図ること、また、市民に対する消費生活相談の充実に努めることについて定めたものである。

### 第 1 3 条関係（犯罪被害者等への支援）

第 1 3 条 市は、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する団体と連携して、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、支援を必要としている犯罪及び交通事故の被害者に対する支援について定めたものである。

#### 【解釈】

「その他必要な支援」は、市が千歳警察署をはじめとする関係行政機関との連携を図り、犯罪被害者等に対し支援を行うものとする。

#### **第14条関係（生活環境の整備）**

第14条 市は、犯罪を防止するため、防犯施設の整備に努めるものとする。  
2 市は、交通事故を防止するため、交通安全施設の整備に努めるものとする。

##### **【趣旨】**

本条は、関係行政機関と連携して、安全で安心なまちづくりに配慮した生活環境の整備を図ることについて定めたものである。

##### **【解釈】**

第1項の「防犯施設の整備」とは、防犯灯の設置や更新及び防犯カメラの設置、また個人住宅へのピッキングに強い鍵への交換の普及啓発等をいう。

第2項の「交通安全施設の整備」とは、交通信号機や標識など交通安全施設の設置要望、街路灯やガードレールなど道路施設の設置及び既存施設の点検等をいう。

#### **第15条関係（安全教育の充実）**

第15条 市は、市民等と協働して、市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めるものとする。

##### **【趣旨】**

本条は、市が、市民自らの安全は自ら行動し実践できるよう、また、市民が犯罪及び交通事故に遭わないため、安全教育の充実に努めることについて定めたものである。

##### **【解釈】**

「安全教育」とは、街頭での実地指導、町内会・自治会の防犯・交通安全担当者への研修会や講習会、保育園・幼稚園・学校や老人クラブでの防犯・交通安全教室及び交通安全教育施設（交通公園）を利用した実践的な交通安全教育等をいう。

#### **第16条関係（委任）**

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### **【趣旨】**

本条は、条例の施行に関し必要な事項を、市長が別に規定することについて定めたものである。

## 附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 【趣 旨】

附則は、条例の施行期日について定めたものである。